

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう!

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。

納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。

国民年金保険料の納付が困難なときは……

国民年金には、以下の保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。



- 納付が困難なときは……保険料免除制度
- 30歳未満の方は……若年者納付猶予制度
- 学生の方は……学生納付特例制度

納付が困難だからといってそのままにせず、ご相談ください。また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

「架空請求」横行! 連絡は取らないで

■問合せ
産業振興課水産・
商工グループ
☎74-3005

全く身に覚えのない請求をしてくる架空請求のトラブルが5月頃からまた増え始めています。ご注意ください。

架空請求とは「国民消費相談センター」など公的機関と混同させるような名称を名乗り、はがきや封書に「内容確認通知書」などと記して公的な文書であるかのような印象を与えて送り付けてくる通知です。

「契約不履行で訴状を裁判所に申請しました。無視し続ける



と判決が下り、財産の差し押さえなどをされる場合があります。身に覚えがない場合は至急連絡ください。などと慌てさせ、ま

ず電話で連絡を取らせようとしてます。最終的には弁護士を紹介するなどと言って金銭をだましとろうとするものです。メールで寄せられることもあります。全く身に覚えのない請求であれば、記載された連絡先に連絡をしないで無視しましょう。このような文書が届いた場合、直接事業者連絡せず、すぐに産業振興課水産・商工グループ窓口にお問い合わせしましょう。

臨時福祉給付金等の受付開始

■問合せ
健康福祉課福祉・
高齢者グループ
☎74-3001

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始いたしました。

7月28日から10月28日までの3カ月間、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けています。該当する方は、期間内に申請を済ませるようお願いいたします。

無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに担当課へ事前予約してください

△虹田地区▽
■日時 8月21日(木) 13時30分～15時まで

■場所 虹田ふれ合いセンター
■担当 奈良泰哉弁護士(奈良法律事務所)

△洞爺地区▽
■日時 9月4日(木) 13時30分～15時まで

■場所 洞爺総合センター
■担当 増川 拓弁護士(北海道みらい法律事務所)

行政に関わるくらしの無料相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。相談事のある方は、事前予約してください。

■日時 8月16日(土) 9時30分～12時

■場所 洞爺総合センター小会議室

■申込先 北海道行政書士会室 蘭支部 (☎76-3538 担当後藤)

■主催 北海道行政書士会室 蘭支部

■問合せ
籍年金グループ(☎74-3002)

